三　銀行法の一部改正関係

1　電子決済等取扱業に係る制度整備

㈠　定義

「電子決済等取扱業」等、所要の定義を定めることとした。（第二条関係）

㈡　登録制の導入

(1)　内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第五二条の三六第一項の規定にかかわらず、電子決済等取扱業（銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で電子情報処理組織を使用する方法により預金債権の額を増減させることについて合意をし、当該合意に基づき預金債権の額を増加させ、又は減少させる行為等を行う営業をいう。）を営むことができることとした。（第五二条の六〇の三関係）

(2)　電子決済等取扱業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとした。（第五二条の六〇の四～第五二条の六〇の七関係）

(3)　電子決済等取扱業者は、一定の要件を満たす場合には、委託銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる旨の特例を設けることとした。（第五二条の六〇の八関係）

(4)　電子決済等取扱業者は、営業所ごとに標識を掲示するとともに、インターネットにより商号等を公表しなければならないこととした。（第五二条の六〇の九関係）

(5)　電子決済等取扱業者は、自己の名義をもって、他人に電子決済等取扱業を営ませてはならないこととした。（第五二条の六〇の一〇関係）

㈢　業務に関する規定の整備

(1)　電子決済等取扱業者は、顧客に対する説明や顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理等、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととした。（第五二条の六〇の一一関係）

(2)　電子決済等取扱業者は、顧客のため誠実にその業務を行わなければならないこととした。（第五二条の六〇の一二関係）

(3)　電子決済等取扱業に関して電子決済等取扱業者が顧客から金銭その他の財産の預託を受けること等を原則として禁止することとした。（第五二条の六〇の一三関係）

(4)　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を営む場合には、委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項等を定めた電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従って当該委託銀行に係る電子決済等取扱業を営まなければならないこととした。（第五二条の六〇の一四関係）

(5)　電子決済等取扱業者に関し、金融分野における裁判外紛争解決制度（いわゆる金融ＡＤＲ制度）を設けることとし、紛争解決機関との間で契約を締結する措置等を講じなければならないこととした。（第五二条の六〇の一五関係）

(6)　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等をしてはならないこととした。（第五二条の六〇の一六関係）

(7)　特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱業者について、金融商品取引法の規制を準用することとした。（第五二条の六〇の一七関係）

㈣　監督規定の整備

電子決済等取扱業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等の監督規定を設けることとした。（第五二条の六〇の一八～第五二条の六〇の二四関係）

㈤　認定電子決済等取扱事業者協会に関する規定の整備

電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であって、電子決済等取扱業の業務の適正の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められる者を、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとする等、認定電子決済等取扱事業者協会に関する規定を設けることとした。（第五二条の六〇の二五～第五二条の六〇の三五関係）

㈥　罰則

電子決済等取扱業者等に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととした。（第六一条、第六二条、第六三条、第六三条の二、第六三条の二の四～第六三条の二の六、第六三条の三及び第六四条～第六七条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　協同組合による金融事業に関する法律及び信用金庫法の一部改正関係

1　電子決済等取扱業に係る制度整備

銀行法の電子決済等取扱業の制度整備に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

五　預金保険法の一部改正関係

1　電子決済等取扱業に係る制度整備

㈠　預金保険機構は、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者（以下「電子決済等取扱業者等」という。）に対し、その業務の一部を委託できることとした。（第三五条関係）

㈡　内閣総理大臣、預金保険機構及び金融整理管財人は、その業務を行うため必要があるときは、電子決済等取扱業者等に資料の提出を求めることができる等、所要の規定の整備を行うこととした。（第三七条、第八一条、第一一五条、第一三六条及び第一三七条関係）

㈢　預金保険機構は、預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、金融機関に対し資料の提出を求めることができるところ、資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等は、当該金融機関の求めに応じ、遅滞なく、これを当該金融機関に提出しなければならないこととした。（第五五条の二関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

六　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正関係

1　特定事業者の追加

高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者を特定事業者に加えることとした。（第二条関係）

2　外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

電子決済手段等取引業者は、外国所在電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段の移転のうち一定のものを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在電子決済手段等取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこととした。（第一〇条の二関係）

3　電子決済手段の移転に係る通知義務に関する規定の整備

電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転のうち一定のものを行うときは、顧客の本人特定事項等を通知して行わなければならないこととした。（第一〇条の三関係）

4　罰則

他人になりすまして高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、電子決済手段等取引用情報又は電子決済等利用情報の提供を受けた者等への罰則規定を設けることとした。（第二八条の二、第二九条の二及び第二九条の三関係）

5　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。